

平成29年2月17日

写)

安全保障貿易管理課 青木課長補佐殿、飯泉法規係員殿
安全保障貿易審査課 伊藤統括審査官殿、中村上席審査官殿
安全保障貿易管理課 桑原係長殿

運用通達 3の項「内容物と接触するすべての部分」に関する解釈の改正要望

一般財団法人 安全保障貿易情報センター
生物・化学兵器製造装置分科会
主査 藤井 弘史

平成28年2月10日付け27 貿情セ調（経提）第11号にて、運用通達 3の項（貨物等省令第2条第2項第七号関連）「内容物と接触するすべての部分」の解釈についての改正を要望いたしました。保留の回答とその理由をご連絡いただきました。保留の理由に対するコメントを以下ご連絡するとともに、再度改正要望いたします。本要望書の採用をご検討をお願いします。

1. 保留理由に対するコメント

保留理由	CISTEC コメント
AG のノート 3 を全て解釈に反映してなく、しかも AG 自体のあいまいさがあり、ノート 3 全体の検討が必要であるので保留。	AG のノート 3 の内容は、単純明快であり、あいまいさは無く、これの修正検討は全く不要であると理解されます。現行解釈にある「交換可能な部分」が拡大解釈され、一人歩きしている現状は問題と考えます。

2. 現行解釈と提案解釈

現行解釈

3	内容物と接触するすべての部分	交換可能な部分（ガスケット、パッキング、ねじ、シール、ワッシャー等をいう。）以外で内容物と接触する全ての部分をいう。
---	----------------	--

↓

提案解釈

3	内容物と接触する全ての部分	内容物の漏れ防止のために用いられる交換可能な部分（ガスケット、パッキング、ねじ、シール、ワッシャー等をいう。）を除く。
---	---------------	---

3. 提案理由

- (1) 弁の閉止部分は、特殊な場合を除き交換可能であるのが一般的ですが、現行の運用解釈（定義）によると、除外対象となる部品の具体例は示されているものの、閉止部分が、通達解釈で言う「交換可能な部分」に該当しているかどうか、必ずしも明確ではないと考えます。前提条件や範囲が明示されていないなか、閉止部分を交換可能と

見なし、対象から除外して判定することも可能な内容であると理解致します。「交換可能」という部分が一人歩きしている現状です。

(2) 国際管理レジームの AG Note 3 の定義では、対象から除外すべきものは、"performing a sealing function"を有するものと限定されています。つまり、閉止部分は漏れ防止機能を有さないことから、AG では、除外対象とすべき「交換可能な部分」に含まれないと解されます。

(3) 2015 年の政省令改正において、呼び径が 25A 以上 100A 以下に限って、規制対象とすべき弁は、交換可能な閉止部分の材質を問わないとする規制強化がなされました。その際に、パブリックコメントや改正説明会で出された主な意見に見られましたように、「そもそも、内容物と接触するすべての部分に交換可能な閉止部分は含まれないと判断されるため、敢えて、省令第 2 条第 2 項第七号 (ロ) で呼び径が 25A 以上 100A 以下の弁の規制条項を追記する必要はなく、従来 (イ) の規制条文に含まれているのではないか」との多数の誤った理解が示されていたと認識しております。

(4) かかる理由は、(1) に記載の、閉止部分が、運用解釈で言う「交換可能な部分」に該当しているかどうか、必ずしも明確ではないということに起因していると考えます。

(5) 以上のことから、「内容物と接触するすべての部分」の解釈を、提案のように改正することによって、(ロ) の規制条文の趣旨も含め記載対象が明確化され、誤解防止に繋がるものと考えます。

(なお、弁については、貨物等省令上「すべて」は「全て」となっていますが、弁以外の貨物については「すべて」のままとなっております。)

以上